

④

令和5年市議会11月定例会

報 告 事 項

静 岡 市



# 目 次

報告番号	件 目	頁
報告第 3 2 号	専決処分の報告について（物損事故、交通事故、道路事故及び施設管理下における事故による損害賠償の額の決定について）	4
報告第 3 3 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	12

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

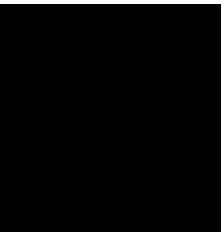
### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月12日

静岡市長 難波 喬 司

### 物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 46,200 (ブロック塀修理費)			令和5年 5月30日 	相手方敷地内から公用車を発進させたところ、相手方住宅のブロック塀に接触し、同ブロック塀を損傷させた事故である。

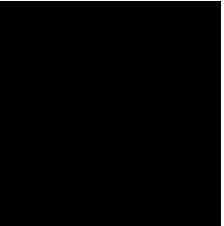
専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月12日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 163,900 (カーポート修理費)			令和5年 6月9日 	不燃・粗大ごみの戸別収集作業のため、相手方宅前の路肩に駐車しようとしたところ、荷台に積んでいた収集物が相手方カーポートに接触し、同カーポートを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

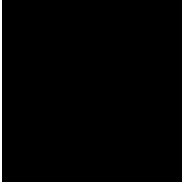
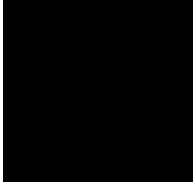
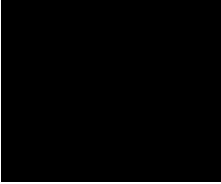
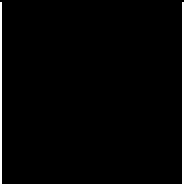
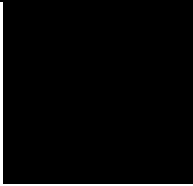

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月12日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 154,295 (慰謝料等)			令和5年 6月10日 [Redacted]	市道を自動車で走行中の相手方が、道路上の穴に落輪し、左前後輪タイヤを損傷させるとともに、頸椎捻挫等の傷害を負わせた事故である。
円 3,360 (慰謝料等)				
円 3,360 (慰謝料等)				

<p>円 400,000 (車両修理費)</p>			<p>令和5年 7月25日 </p>	<p>市道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの倒木が直撃し、右側ドア等を損傷させた事故である。</p>
<p>円 16,225 (車両修理費)</p>			<p>令和5年 9月19日 </p>	<p>市道を走行中の相手方車両が、側溝上を通過した際、側溝蓋が割れ、左後輪タイヤ等を損傷させた事故である。</p>

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月13日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 35,000 (ポール修理費)			令和5年 7月4日	不燃・粗大ごみの戸別収集作業中、塵芥車を発進させたところ、相手方所有の駐車場ポールに接触し、同駐車場ポールを損傷させた事故である。



専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月24日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 48,400 (倉庫修理費)			令和5年 6月26日	相手方敷地内で公用車を後進させたところ、相手方倉庫に接触し、同倉庫を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月27日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 720 (交通費)			令和5年 7月17日	静岡市静岡駅北口地下駐車場Bレーンにおいて、駐車機器の異常停止により、入庫していた車両を出庫できなくさせた事故である。
円 1,850 (交通費)			令和5年 8月3日	静岡市静岡駅北口地下駐車場Aレーンにおいて、駐車機器の故障により、入庫していた車両を出庫できなくさせた事故である。
円 680 (交通費)				

円 380 (交通費)				
-------------------	--	--	--	--

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波喬司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月27日

静岡市長 難波喬司

### 工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額 (円)	変更概要
令和5年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等 造成工事 (令和5年7月11日議決)	当初 3,098,238,000 第1回変更後 3,076,986,000	埋立地等造成における伐採工 にて生じた伐木の処分について、 当初想定よりも安価な処分場 における受入が可能となったこと から、処分費を減額する。  (当初議決より 21,252,000円減額(0.69%減))